

不測時に備えた食料安全保障

- 食料・農業・農村基本法では、その第2条第4項において、国民が最低限度必要とする食料は、凶作、輸入の途絶等の不測の要因により国内における需給がひっ迫するおそれがある場合においても供給の確保が図られなければならないとされ、また、第19条において、不測時における食料安全保障として、食料の供給を確保するために必要があるときには、食料の増産等必要な施策を講ずるものとされている。
- 我が国の食料供給に影響を及ぼす不測の事態が生じた場合には、「緊急事態食料安全保障指針」（平成14年3月策定、平成24年9月改正）に基づき対策等を講ずることとしている。  
さらに、不測の事態が発生した際に円滑に対応出来るよう、食料安全保障を強化するため、
  - ① 主要な農畜水産物を対象として、国内外の食料供給に影響を与える可能性のある様々な事象（リスク）を洗い出し、食料供給に与える影響等を定期的に評価・分析を行う手法の検討を進める。
  - ② 主要穀物（米、小麦、飼料穀物）について、国内の不作や輸入の大幅な減少等が生じた場合に備蓄の活用や緊急増産、代替輸入の確保等により安定供給を確保するための具体的な対応手順をとりまとめる。

主要な不測の事態に対する具体的な対応手順のとりまとめ

「緊急事態食料安全保障指針」

不測の事態

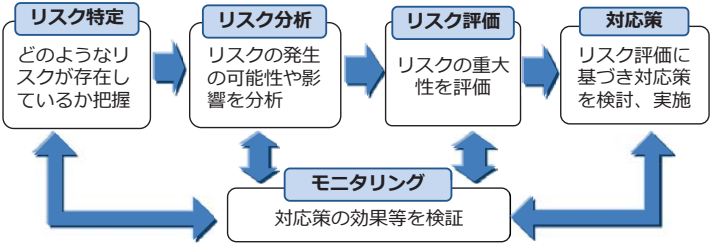
- 国内の米の大不作
- 食糧用輸入小麦の輸入量の大幅な減少
- 飼料穀物の輸入量の大幅な減少

具体的な対応手順を策定

- 備蓄の放出
- 追加的な外国産米の輸入
- 国際備蓄の活用
- 代替輸入
- 緊急増産 等

食料の安定供給に係るリスクの検証

食料の安定供給上の様々なリスクに対処するための恒常的な取組



リスク特定・・・リスクにどのようなものがあるのか洗い出すプロセス。  
 リスク分析・・・リスクの特質を理解し、結果(影響度合)及び起こりやすさ(発生頻度)を決定するプロセス。  
 リスク評価・・・リスクの対応の重要性を検証するプロセス。リスク分析の結果に基づき、リスクの対応の必要性や対応の優先順位を決めるために、リスク基準(リスクの重大性を評価するための目安)と比較する。  
 対応策・・・リスクを修正するために、リスクを生じさせる活動を行わないことによりリスクを回避する、結果を変える、又は起こりやすさを変える等のプロセス。  
 モニタリング・・・リスク特定、リスク分析、リスク評価、対応策が有効に機能しているかを確認するプロセス。

※上記の仕組みは、リスクマネジメントに関する国際標準規格ISO31000のリスクマネジメントプロセスに準拠したもの。

食料の安定供給に係る  
主要な不測の事態に対する具体的な対応手順

# 「緊急事態食料安全保障指針」について

農林水産省では、不測の要因により食料の供給に影響が及ぶおそれのある事態に的確に対処するため、政府として講ずべき対策の基本的な内容、根拠法令、実施手順等を示した「不測時の食料安全保障マニュアル」（平成14年3月農林水産省決定）を策定。

東日本大震災の教訓を生かす観点から、「緊急事態食料安全保障指針」（平成24年9月農林水産省決定）として再編。

## ○食料の供給に影響を及ぼす不測の要因

### (1) 国内における要因

- ① 異常気象等による大不作
- ② 突発的な事件・事故等による農業生産や流通の混乱
- ③ 安全性の観点から行う食品の販売等の規制

### (2) 海外における要因

- ① 主要生産国・輸出国における異常気象等による大不作
- ② 主要輸出国における港湾ストライキ等による輸送障害
- ③ 地域紛争や突発的な事件・事故等による農業生産や貿易の混乱
- ④ 主要輸出国における輸出規制
- ⑤ 安全性の観点から行う食品に対する我が国の輸入規制

## ○不測時の食料安全保障対策の概要

事態の深刻度（レベル）に応じ国民が最低限必要とする食料の供給の確保が図られるよう、以下の取組などを実施。

### レベル0 レベル1以降の事態に発展するおそれがある場合

- 食料供給の見通しに関する情報収集・分析・提供
- 備蓄の活用と輸入先の多角化、代替品の輸入
- 規格外品の出荷、廃棄の抑制などの関係者の取組の促進
- 食料の価格動向などの調査・監視

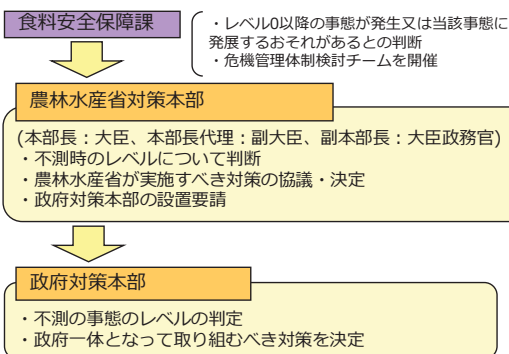
### レベル1 特定の品目の供給が、平時の供給を2割以上下回ると予測される場合を目安

- 緊急の増産（国民生活安定緊急措置法）
- 生産資材（種子・種苗、肥料、農薬）の確保（国民生活安定緊急措置法など）
- 買い占めの是正など適正な流通の確保（買い占め等防止法など）
- 標準価格の設定などの価格の規制（国民生活安定緊急措置法）

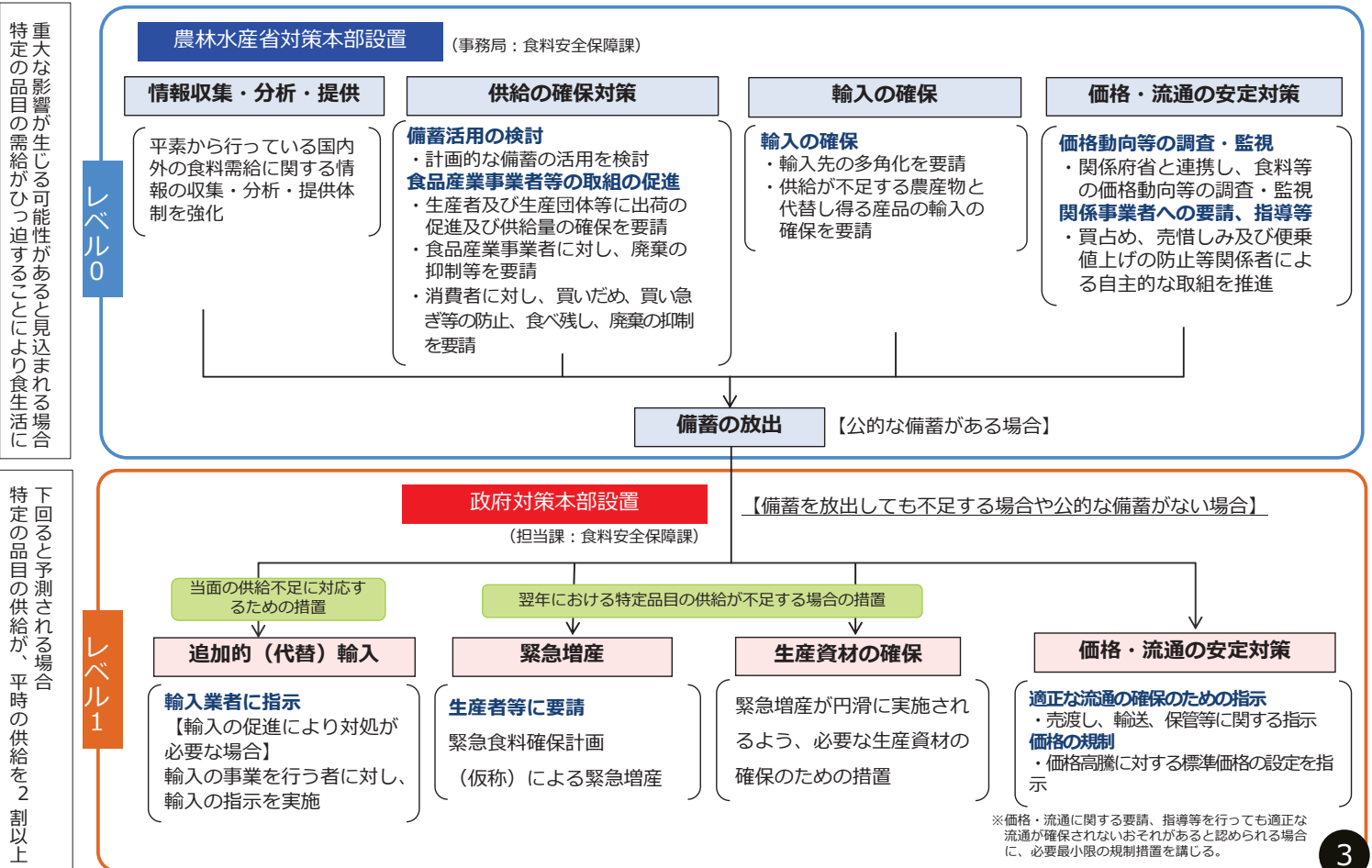
### レベル2 1人1日当たり供給熱量が2,000kcalを下回ると予測される場合を目安

- 熱量効率が高い作物などへの生産の転換（国民生活安定緊急措置法）
- 既存農地以外の土地の利用
- 食料の割当て・配給及び物価統制（物価統制令、国民生活安定緊急措置法、食糧法）
- 石油の供給の確保（石油需給適正化法）

## ○不測の事態に対する体制

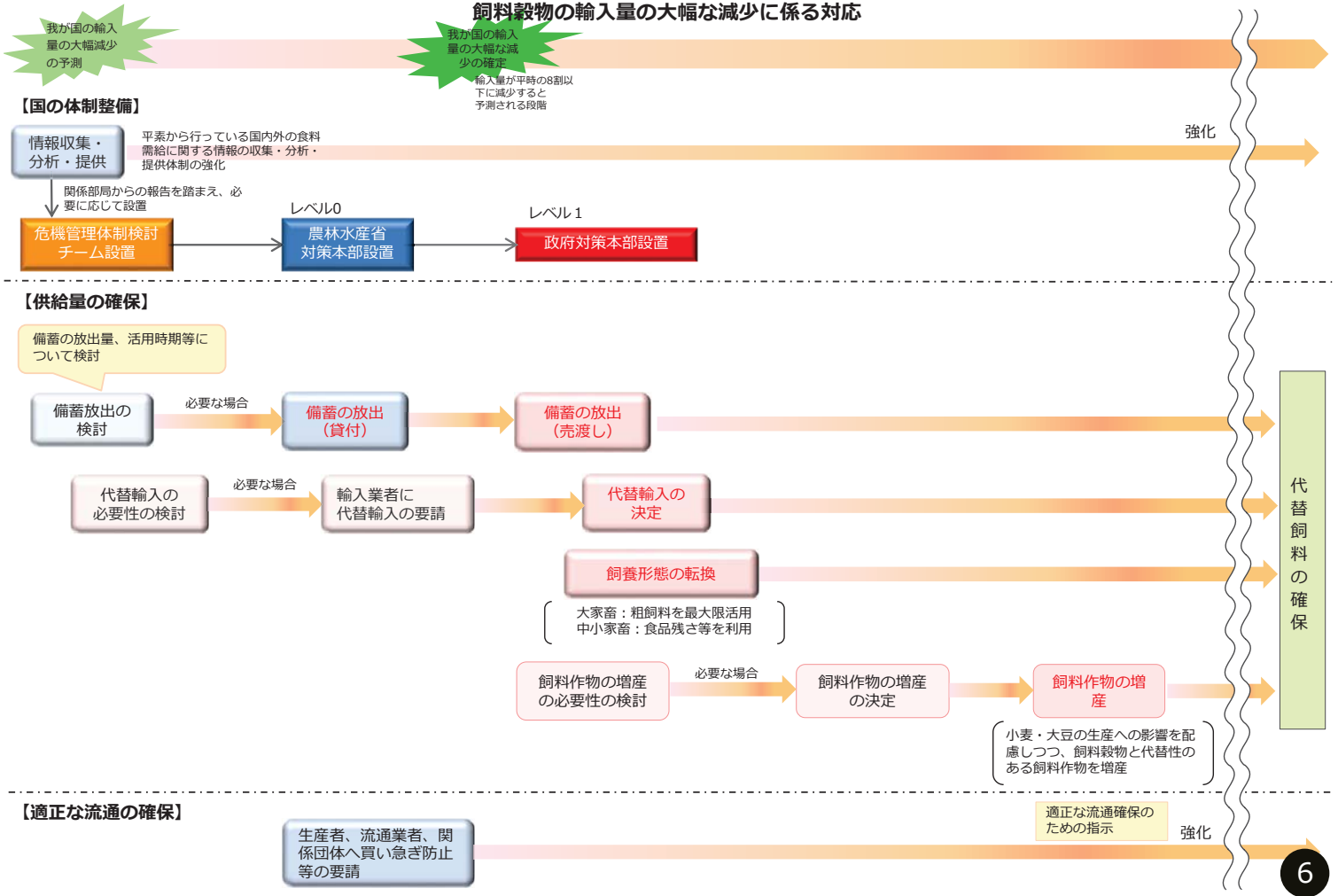


## 不測時に係る基本的な対応

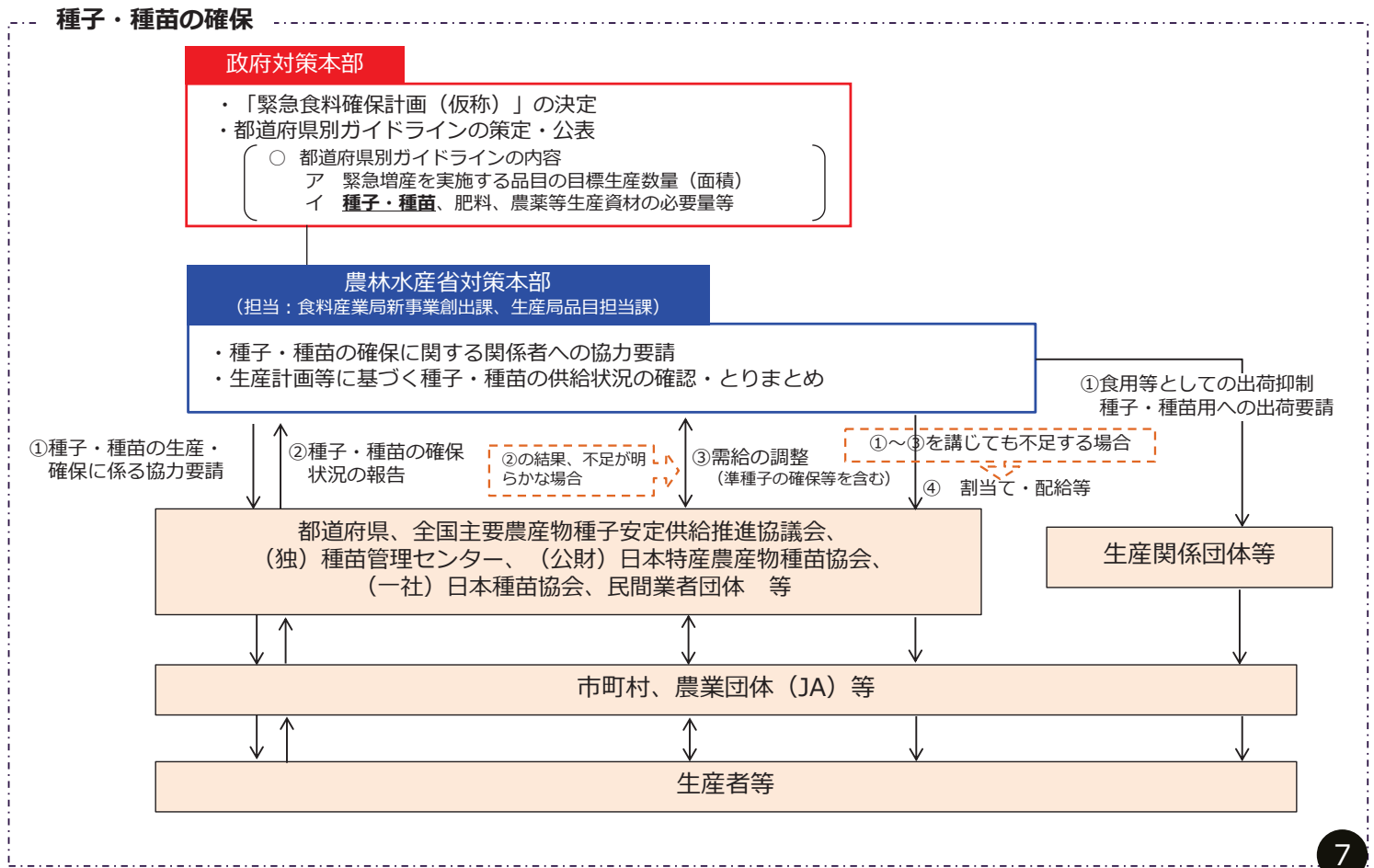




## 飼料穀物の輸入量の大幅な減少に係る対応

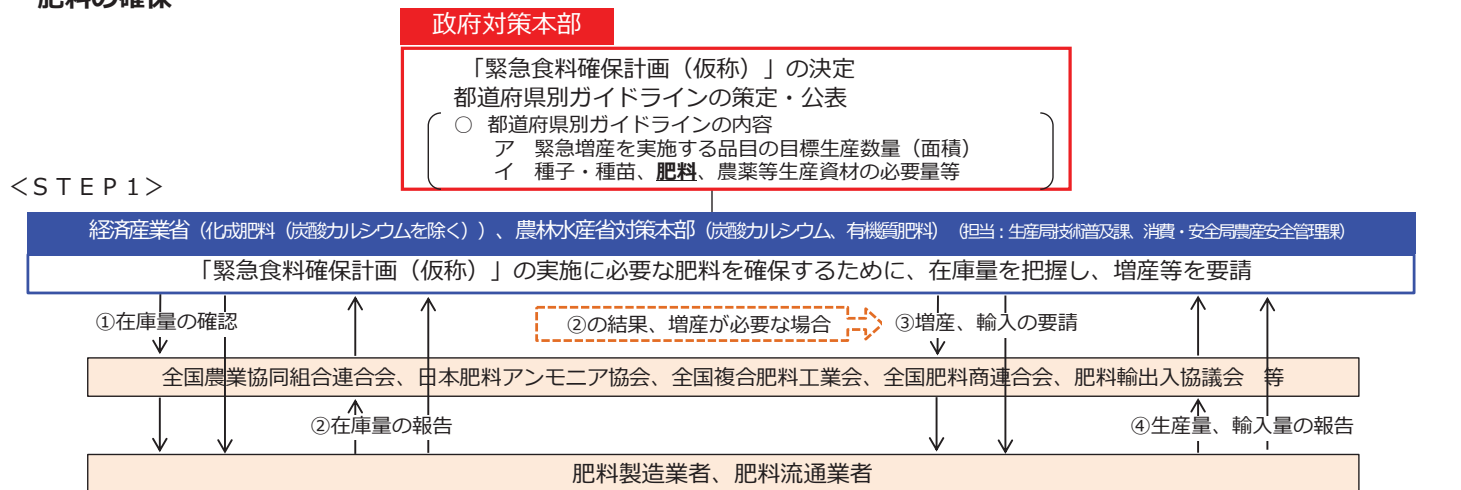


## 緊急増産に向けた生産資材（種子・種苗）の確保に係る手順

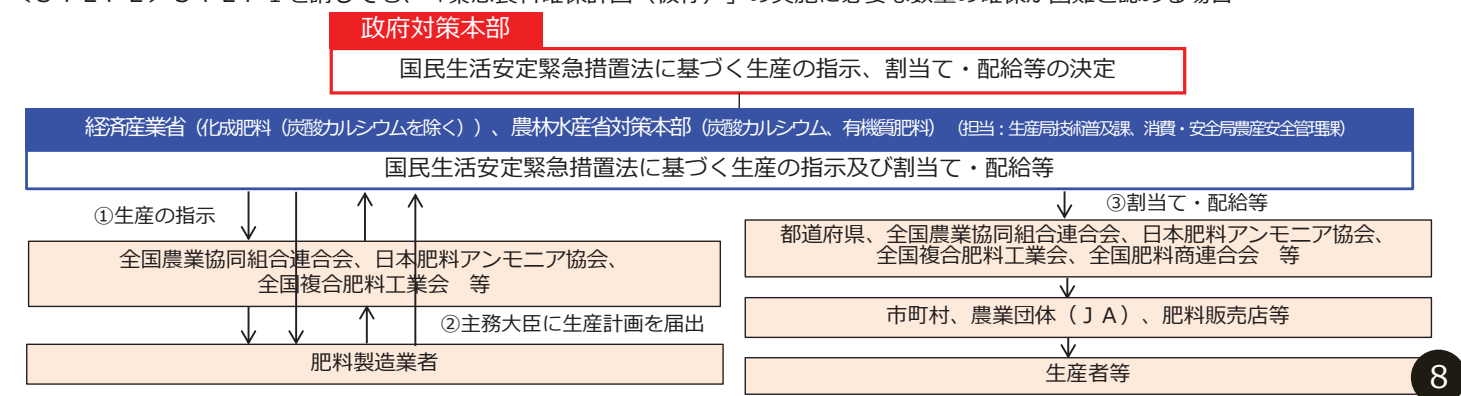


## 緊急増産に向けた生産資材（肥料）の確保に係る手順

### 肥料の確保

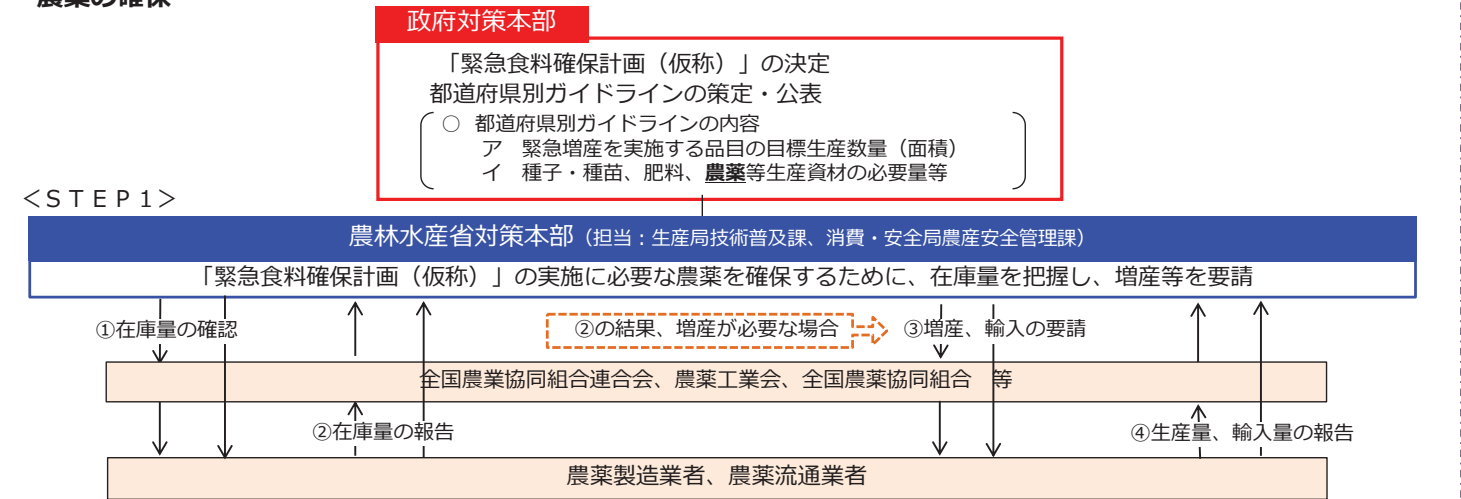


<STEP 2> STEP 1を講じても、「緊急食料確保計画（仮称）」の実施に必要な数量の確保が困難と認める場合

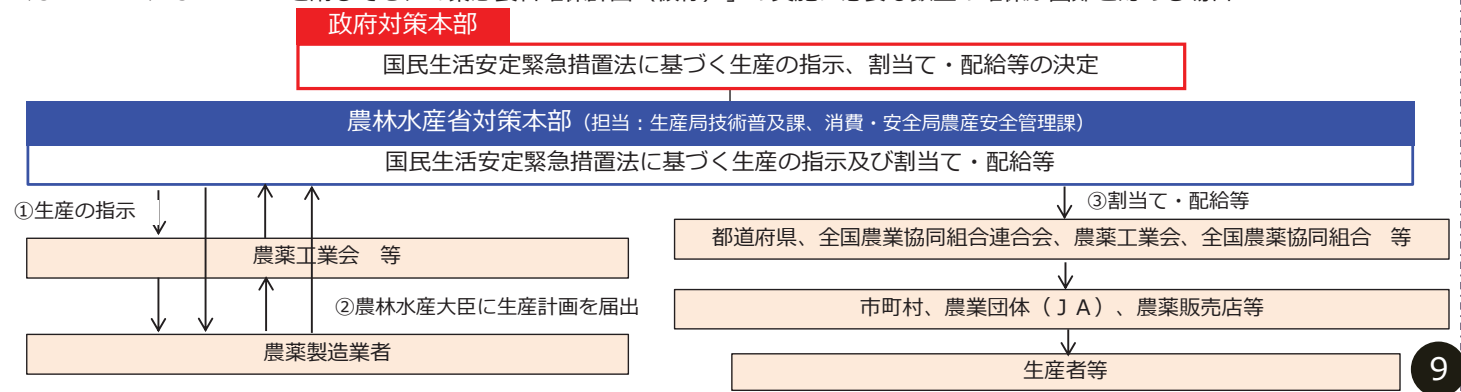


## 緊急増産に向けた生産資材（農業）の確保に係る手順

### 農業の確保



<STEP 2> STEP 1を講じても、「緊急食料確保計画（仮称）」の実施に必要な数量の確保が困難と認める場合



## 事態ごとの各々の対応

	国（農林水産省）	農業団体／生産団体（者）／民間企業	消費者
平時	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 食料供給の見通しに関する情報収集等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際食料需給動向の把握</li> </ul> </li> <li>■ 供給の確保対策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 備蓄の確保のための取組</li> <li>・ 代替先となり得る国の調査</li> </ul> </li> <li>■ 価格・流通の安定対策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 価格動向等の調査</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 食料供給の見通しに関する情報収集等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代替国となり得る（地域）の情報収集</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 価格・流通の安定対策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食料品の家庭備蓄の実施</li> </ul> </li> </ul>
レベル0	<p>&lt;平時の取組を強化しつつ実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 食料供給の見通しに関する情報収集等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際食料需給動向の把握・強化</li> </ul> </li> <li>■ 供給の確保対策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 備蓄の放出のための取組</li> <li>・ 追加的（代替）輸入の実施</li> <li>・ 食品産業事業者等への各種要請</li> </ul> </li> <li>■ 価格・流通の安定対策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 価格動向等の調査・監視</li> <li>・ 関係事業者への要請、指導等</li> </ul> </li> </ul>	<p>&lt;平時の取組を強化しつつ実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 供給の確保対策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>【農業団体／生産者】</li> <li>・ 規格外品の出荷や早期出荷</li> <li>【輸入業者】</li> <li>・ 代替国からの輸入及び代替し得る製品の輸入</li> </ul> </li> <li>■ 価格・流通の安定対策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>【食品産業事業者等】</li> <li>・ 売り惜しみや便乗値上げ等の自粛</li> <li>・ 過度な買占め等の自粛</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 価格・流通の安定対策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過度な買占め等の自粛</li> <li>・ 規格外品等の購入</li> <li>・ 消費の転換（例：パンから米飯へ）</li> </ul> </li> </ul>
レベル1	<p>&lt;レベル0の取組を強化しつつ実施、ただし、法律に基づく場合にあっては必要最小限の措置とする&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 供給の確保対策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急増産のための取組</li> <li>・ 生産資材の確保のための取組</li> </ul> </li> </ul> <p style="font-size: small;">〔効率的利用が困難と認める場合には、法律に基づく割当て・配給等を実施〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法律に基づく輸入の指示</li> <li>・ 国際的な枠組みの活用</li> <li>■ 価格・流通の安定対策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適正な流通確保のための指示等</li> <li>・ 法律に基づく価格の規制</li> </ul> </li> </ul> <p style="font-size: x-small;">→国が標準価格を設定 (※要請や指導を行っても価格の安定が図られないおそれがある場合に設定)</p>	<p>&lt;レベル0の取組を強化しつつ実施、ただし、法律に基づく場合にあっては必要最小限の措置とする&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 緊急増産/生産資材の確保                             <ul style="list-style-type: none"> <li>【地方公共団体/ 農業団体】</li> <li>・ 都道府県別ガイドラインの目標生産数量の調整・配分等</li> <li>・ 生産資材の在庫確認、割当て・配給</li> <li>【生産資材製造業者】</li> <li>・ 都道府県別ガイドラインに基づく増産</li> <li>【生産者】</li> <li>・ 生産計画の作成、増産</li> </ul> </li> <li>■ 価格・流通の安定対策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>【食品産業事業者（小売業者）】</li> <li>・ 販売価格と併せ、標準価格を表示</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 価格・流通の安定対策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ レベル0の取組を強化</li> </ul> </li> </ul>

## 不測時における現行法制度の概要

法令名（制定年）	措置の概要	発動実績
<b>国民生活安定緊急措置法</b> (昭和48年)	物価の高騰時に、生活関連物資等の価格及び需給の調整に関し、政令で指定した物資について、以下の措置を規定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生産を促進すべき食料等の物資の指定</li> <li>・ 標準価格等の設定</li> <li>・ 生産・輸入・売渡等に関する指示</li> <li>・ 割当て、配給等</li> </ul>	第一次石油危機 (昭和49年1月) <4物資の標準価格を設定> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭用灯油</li> <li>・ 家庭用液化石油ガス（LPG）</li> <li>・ ちり紙</li> <li>・ トイレットペーパー</li> </ul>
<b>生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律</b> (昭和48年)	生活関連物資等の買占め又は売惜しみに関し、政令で指定した物資について、以下の措置を規定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定の生活関連物資等を指定</li> <li>・ 買占め又は売惜しみの事実が認められる場合には、当該物資の売渡しの指示及び売渡し命令</li> </ul>	第一次石油危機 (昭和48年7月～昭和49年2月) <27物資を指定（うち食料関係は、以下の5物資）> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大豆</li> <li>・ 大豆油</li> <li>・ 大豆かす</li> <li>・ 醤油</li> <li>・ 精製糖</li> </ul>
<b>主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律</b> (平成6年)	米穀の供給不足に対処するため、以下の措置を規定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米穀の出荷又は販売事業者に対する命令</li> <li>・ 米穀の生産者に対する売渡しの指示・命令</li> <li>・ 米穀の割当て、配給等</li> </ul>	
<b>物価統制令</b> (昭和21年)	価格の高騰に対処するため、以下の措置を規定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統制額の指定</li> <li>・ 価格等の額の表示命令</li> <li>・ 価格等の額の届出命令</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 終戦直後に、約1万品目について統制額を指定</li> <li>・ 昭和47年に米穀が除かれた時点で農産物は全て対象外</li> <li>・ 現在、指定されているものは、公衆浴場入浴料のみ</li> </ul>
<b>石油需給適正化法</b> (昭和48年)	石油の供給が不足する場合に対処するため、以下の措置を規定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石油の供給を優先的に確保するよう配慮</li> <li>・ 石油の使用の制限</li> <li>・ 石油の供給のあっせんの指導等</li> </ul>	

- 消費者、実需者への安定的な食料の供給を確保するため、主食である米と、供給の多くを輸入に依存している小麦及び飼料穀物について、これまでの国内外での不作や輸出国における輸送問題の発生等を考慮し、一定数量の備蓄を実施。
- 国内外における緊急の要因により食料の供給が不足する場合に備え、適切かつ効率的な運用を実施。

<我が国の農産物備蓄の概要（平成26年度）>

品目	備蓄水準	備蓄水準の考え方
米	政府備蓄米の適正備蓄水準は <b>100万トン程度</b>	10年に1度の不作（作況92）や、通常程度の不作（作況94）が2年連続した事態にも国産米をもって対処し得る水準 〔 ・10年に一度の不作（作況92）に備えるための数量 87～102万トン ・通常程度の不作（作況94）が2年連続した場合に必要な数量 75～90万トン 〕
食糧用小麦	国全体として <b>外国産食糧用小麦の需要量の2.3ヶ月分</b> 〔 国家備蓄として、製粉企業等が需要の2.3ヶ月分を備蓄した場合に1.8ヶ月分の保管経費を助成 〕	過去の港湾ストライキ、鉄道輸送等の停滞による船積遅延の経験等を考慮した水準 〔 ・代替輸入に4.3ヶ月程度必要 ・すでに契約を終了し、海上輸送中の輸入小麦の量：2ヶ月分程度 ・差し引き2.3ヶ月分程度の備蓄が必要 〕
飼料穀物	国として、とうもろこし・こりゃん <b>60万トン</b> を備蓄。この他、民間でも同水準（65万トン）の飼料穀物を備蓄。 〔 国費分は、（公社）配合飼料供給安定機構に対し、保管経費等を助成 〕	凶作・災害等による供給力不足や近年急増した南米・東欧等輸送リスクの高い地域からの輸入遅延へ対応しうる水準（国費負担分と同等の民間負担分とで必要な備蓄量を確保） 〔 ・凶作・災害等に対応した過去最大の放出実績に対応しうる数量 75万トン ・突発的な事故等による荷役の遅れ（最大2ヶ月）に対応しうる数量 50万トン 計125万トンのうち 国備蓄分60万トン、民間備蓄分 65万トン 〕

国際交渉への対応 WTO農業交渉や各国とのEPA・FTA交渉の推進

- 国際交渉に当たっては、食料輸入国である我が国の立場を最大限に反映することを念頭に置きながら、各国の農業が相互に発展できるルールの確立を目指す。
- WTO農業交渉については、我が国も含めた各国の農政改革等近年の情勢変化も踏まえつつ、輸出国と輸入国の権利義務のバランスのとれた貿易ルールの確立に向け、我が国の主張を最大限反映させる取組を継続する必要。
- EPAについては、日豪EPAが2015年1月15日に発効するなど、現在までに我が国はアジアを中心に14の国や地域と締結済み(また、モンゴルとも2014年7月に大筋合意を確認)。**日豪EPAでは、我が国が締結したEPAとして初めて食料の安定供給に資する「食料供給章」が設けられ、豪州内の食料生産が不足した場合にも我が国に対して輸出規制を新たに導入し、または維持しないよう努める旨が規定**された。現在、TPP、日EU・EPA、RCEP、日中韓FTA等の国際的な経済活動の基盤となる経済連携交渉を同時並行で進めており、交渉相手国の輸出関心を把握した上で、農林水産業への影響や食の安全・安定供給の確保等に十分に配慮し、交渉を行う。

WTO農業交渉

- WTO交渉については、2013年12月のバリ閣僚会議（MC9）において、農業の一部、貿易円滑化、開発の3分野について合意。今後、残された課題の解決に向け、ドーハ・ラウンド交渉に関する作業計画を2015年7月までに作成する予定。
- 我が国としては、今後の議論において、各国の農政改革等最近の状況変化も踏まえ、世界の食料安全保障を確保し、「多様な農業の共存」が可能となる貿易ルールの確立することが重要であること等について、引き続き主張していく。

EPA・FTA交渉

締結済の国・地域 (14か国・地域)		シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、豪州					
相手国・協定名		協議等の状況		相手国・協定名		協議等の状況	
合大 意筋	モンゴル	・2012年6月から交渉を7回実施 ・2014年7月の首脳会談で大筋合意		交渉 中	AJCEP ※3	・物品貿易等については2008年4月に署名。同年12月から発効 ・現在、サービス章及び投資章について、交渉中	
	カナダ	・2012年11月から交渉を7回実施					
	ロシア	・2012年12月から交渉を9回実施					
交渉 中	日中韓	・2013年3月から交渉を6回実施		交渉 中 延期 ・	GCC※4	・2006年9月から交渉を2回実施	
	EU	・2013年4月から交渉を8回実施					
	RCEP※1	・2013年5月から交渉を6回実施					
	トルコ	・2014年12月から交渉を1回実施					
	TPP※2	・2013年7月第18回交渉会合から参加			韓国	・2004年11月に交渉中断 ・2008年6月以降、実務レベルの協議を継続。直近は2011年5月に開催	

※1 RCEP：東アジア地域包括的経済連携。既にASEANと「個々」にEPA/FTAを有する日中韓印豪NZ6ヶ国による1つのEPA/FTAを目指すもの。  
 ※2 TPP協定交渉参加国：シンガポール、NZ、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本。  
 ※3 AJCEP：日ASEAN包括的経済連携  
 ※4 GCC（湾岸協力理事会）加盟国：バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦。



# 石油の供給が減少する場合の対策 ①

## I 石油備蓄の放出のルール及び主要国の備蓄日数

### 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第96号)

(国家備蓄石油の譲渡し及び貸付け)

第三十一条 前条に規定するもののほか、経済産業大臣は、我が国への石油の供給が不足する事態又は我が国における災害の発生により国内の特定の地域への石油の供給が不足する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、石油の安定的な供給を確保するため特に必要があると認めるときは、経済産業省令で定めるところにより、国家備蓄石油を譲渡し、又は貸し付けることができる。この場合において、国家備蓄石油を交換するために譲り渡すときは、同条第二項の規定を準用する。

●我が国の石油備蓄は、国家備蓄、民間備蓄、産油国共同備蓄の3つで構成され、平成26年10月時点において、**165日分**(IEA基準)を保有している。

※(保有の方針)

国家備蓄と産油国共同備蓄は、あわせて**90日分程度**(IEA基準)を確保し(平成26年7月の総合エネルギー調査会石油・天然ガス小委員会中間報告)、民間備蓄としては**70日分**(石油備蓄法基準)以上保有することを石油会社等に義務付けている。

(参考)IEA(国際エネルギー機関)主要国の備蓄日数(平成26年10月時点 IEAのHPより)

アメリカ	ドイツ	イタリア	フランス	韓国	日本
246日	140日	124日	111日	233日	<b>165日</b> (国家備蓄：91日、民間備蓄：75日)

※四捨五入のため内数と計は一致しない。

●石油備蓄放出にかかるルール

経済産業大臣は、以下の場合にのみ石油備蓄を放出できる。(石油備蓄法第31条)

- (1)我が国への石油の供給が不足又は不足するおそれのある場合(中東危機または輸入途絶等)
- (2)我が国における災害の発生により国内の特定の地域への石油の供給が不足又は不足するおそれのある場合(国内災害時)

なお、IEAの枠組みの下では、備蓄は量的不足の事態に際し、加盟国で協調して放出することとされている。

(参考)国際エネルギー計画に関する協定(IEP協定：1975年)

第十二条 集団全体又はいずれかの参加国が石油供給の削減をうける場合又はうけるものと予想する理由がある場合には、(中略)緊急時の措置が発動される。

●政府は、過去に5回(そのうち、3回はIEA協調行動としての放出)の石油備蓄放出の判断を行ったが、民間備蓄義務日数の引下げで対応し、国家備蓄や産油国共同備蓄の緊急放出を行った実績はない。

資料：安定供給確保のための強靱な石油・LPガスサプライチェーンの構築について(平成25年9月資源エネルギー庁) 石油の緊急時供給体制に係る現状と課題(平成26年4月資源エネルギー庁資源・燃料部)

14

# 石油の供給が減少する場合の対応策 ②

## II 石油需給適正化法に基づく基本的対策

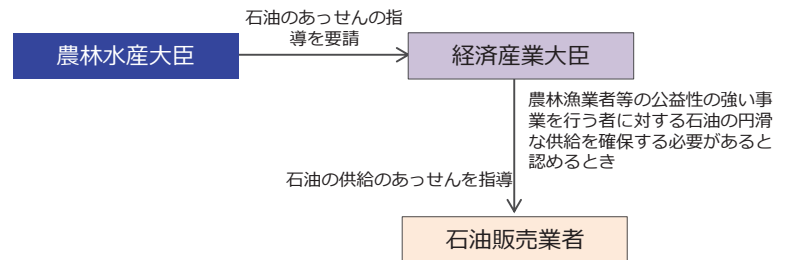
### 石油需給適正化法(昭和48年法律第122号)

第3条 政府は、この法律に規定する措置を講ずるに当たっては、一般消費者、中小企業者及び農林漁業者並びに公益事業、通信事業、教育事業、医療事業、社会福祉事業、言論及び出版に関連する事業その他の国民生活の円滑な運営に重大な影響を及ぼす事業及び活動に対して、石油の供給を優先的に確保するよう配慮しなければならない。

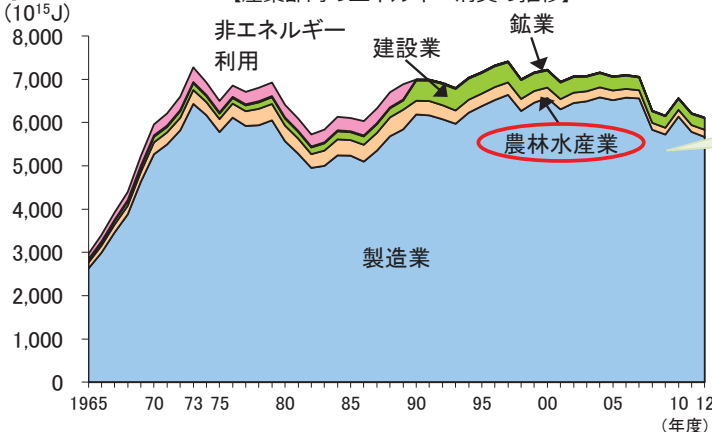
### 政府対策本部

政府は、石油需給適正化法に基づき、農林漁業者等の国民生活の円滑な運営に重大な影響を及ぼす事業を行う者に対し、石油の供給を優先的に確保するよう配慮。

<必要があると認めるとき>



<参考>



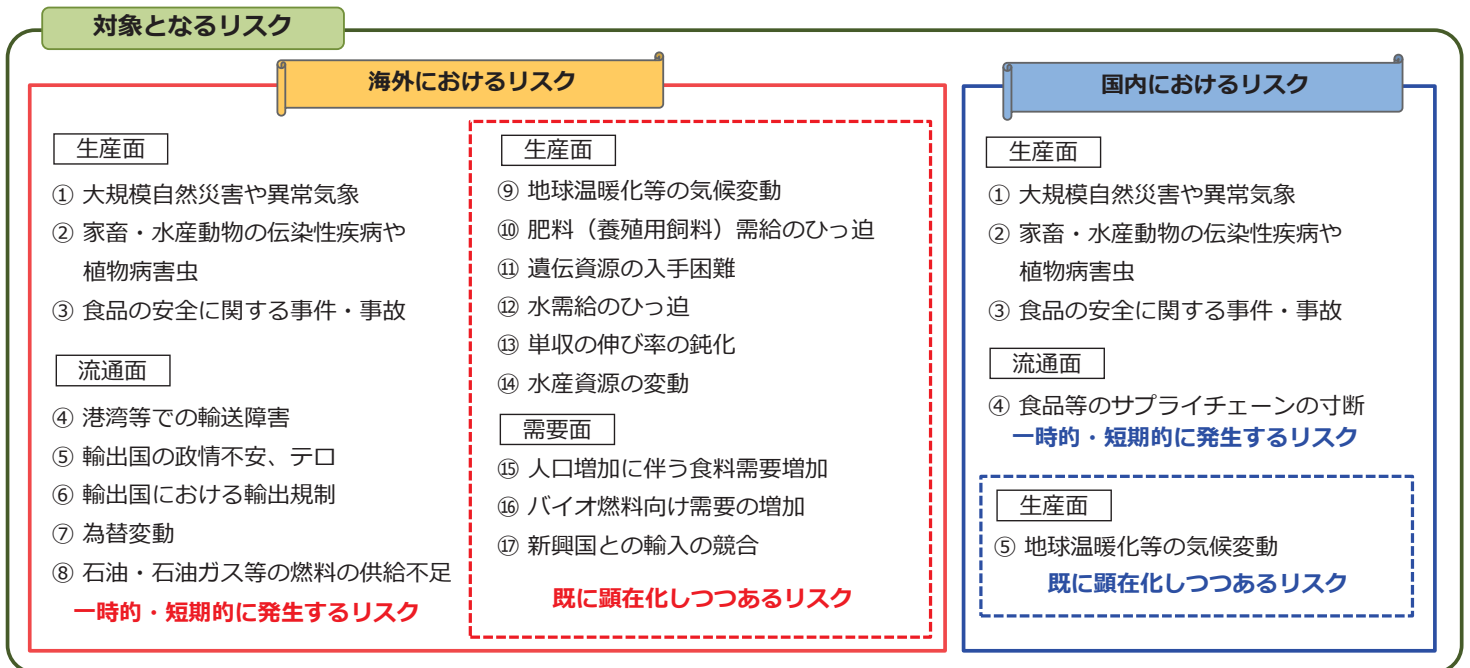
※ 「総合エネルギー統計」では、1990年度以降、数値の算出方法が変更されている。非エネルギー利用分については、1990年度以降は各業種の消費量の内数となっている。

出典：経済産業省資源エネルギー庁「平成25年度エネルギーに関する年次報告(エネルギー白書2014)」

15

# 食料の安定供給に与える影響等を定期的に検証する手法の検討

## 食料の安定供給に係るリスクの検証



### 対象品目

- 食料の安定供給に係るリスク管理の対象となる品目は、以下の6品目。  
→ **米、小麦、大豆、飼料用とうもろこし、畜産物、水産物**

## リスク分析の判断基準

- リスク毎に、「発生頻度の蓋然性等」と「影響度」を分析。加えて、現時点において各リスクが食料の安定供給に影響を与えているかを評価する「現状評価」や、近年の動向や将来の評価も実施。
- その上で、対象品目毎に、分析結果を考慮しつつ、品目毎に「総合評価」として事態の深刻度（レベル）（平時、レベル0、1（※））を判定。「総合評価」がレベル0以上の複数の品目の供給減少により、供給熱量が2,000kcalを下回ると予想される場合、レベル2と判定。

（※）緊急事態食料安全保障指針において定められている緊急時のレベルであり、事態の深刻度に応じて、平時→レベル0→レベル1→レベル2となる。

	判断基準
発生頻度の蓋然性等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「一時的・短期的なリスク」については、基本的に食料供給に影響を与える可能性のあるレベル(海外のリスク：我が国の主要輸入相手国における一定割合以上（※）の生産減またはそれに相当する輸出減、国内のリスク：5%の生産減)の発生頻度で評価する。</li> <li><b>高</b>：概ね3年に1回程度発生(目安 3年に1回以下)</li> <li><b>中</b>：概ね10年に1回程度発生(目安 3年に1回より上～30年に1回未満)</li> <li><b>低</b>：概ね30年に1回程度発生(目安 30年以上に1回～ほとんど発生しない)</li> </ul> <p style="font-size: small;">（※）世界全体における生産量に対する輸出量の割合を踏まえ、農産物は2割、畜産物は1割、水産物は3割とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「既に顕在化しつつあるリスク」については、継続的に影響が高まる傾向にあり、何年に一度といった発生頻度を分析することが出来ないため、「<b>顕在化</b>」と整理。</li> </ul>
影響度	<p>リスクの発生規模に応じて影響度合も大きく異なるため、影響度の定量化が困難なことから、当該リスクに係る過去最悪レベルの事態を参考として、今後発生しうる最悪事態を想定し、それが国内全体の食料供給に影響があるもの(目安：関東、東北等の地域を越える影響)を「<b>全国的</b>」、一部の食料供給に影響があるもの(目安：概ね県域を超える影響、または一部の商品等の供給に影響があるもの)は「<b>地域的（または部分的）</b>」、さらに影響が限定的なもの(目安：概ね県内における影響、供給にほぼ影響を与えない)を「<b>局地的（または限定的）</b>」と分類し、3段階で評価。</p>
現状評価	「 <b>影響なし</b> 」、「 <b>影響与えつつあり</b> 」、「 <b>影響あり</b> 」の3段階で評価。
過去10年程度の動向評価	当該リスクの過去10年程度における発生頻度(顕在化の状況)や影響度について、「 <b>改善</b> 」、「 <b>変化なし</b> 」、「 <b>悪化</b> 」の3段階で評価。
5～10年後の評価	当該リスクの近年の動向等を踏まえ、5～10年程度先における発生頻度(顕在化の状況)や影響度について、「 <b>変化なし</b> 」、「 <b>悪化</b> 」、「 <b>著しく悪化</b> 」の3段階で評価。

## 対象品目の主要輸入相手国(食料需給データ)

- 海外のリスクについては、品目毎の主要輸入相手国において、各リスクが生産等にどの程度影響したか評価。
- 水産物以外の品目では、輸入相手国上位3か国以内で一定の輸入割合を占めるため、下表で赤字にした国を対象として評価。水産物については、輸入相手国上位20か国を対象として評価（上位20か国で輸入量全体の92%を占める）。
- また、畜産物のうち鶏肉については、鶏肉調製品の輸入量も鶏肉の輸入量と同程度あることから、鶏肉調製品の主要輸入相手国も対象として評価。

単位：特段の記載がない限り万トン

		小麦	大豆	飼料用とうもろこし	畜産物					水産物
					牛肉	豚肉	鶏肉	鶏肉調製品	酪農品	
我が国の需給データ	国内需要量	699.2	301.2	1,096.4	123.9	243.9	219.5		1,163.5	799.6
	国内生産量	81.2	20.0	0	50.6	131.0	145.9		744.8	438.7
	輸入量	619.2	276.2	1,096.6	53.5	73.8	41.4	44.0	47.6	248.8
	1位	<b>米国</b> 322.9 (52.1%)	<b>米国</b> 166.0 (60.1%)	<b>ブラジル</b> 394.4 (39.1%)	<b>豪州</b> 28.7 (53.6%)	<b>米国</b> 28.1 (38.1%)	<b>ブラジル</b> 38.7 (93.5%)	<b>中国</b> 22.1 (50.2%)	<b>豪州</b> 11.7 (24.5%)	<b>中国</b> 46.3 (18.6%)
	2位	<b>カナダ</b> 167.9 (27.1%)	<b>ブラジル</b> 64.9 (23.5%)	<b>米国</b> 305.4 (30.3%)	<b>米国</b> 18.6 (34.8%)	<b>カナダ</b> 14.2 (19.3%)	米国 2.2 (5.4%)	<b>タイ</b> 21.4 (48.7%)	ニュージーランド 10.4 (21.7%)	<b>米国</b> 26.4 (10.6%)
3位	<b>豪州</b> 95.9 (15.5%)	<b>カナダ</b> 37.8 (13.7%)	<b>アルゼンチン</b> 178.9 (17.7%)	ニュージーランド 2.9 (5.5%)	<b>デンマーク</b> 11.4 (15.4%)	フィリピン 0.4 (0.9%)	ブラジル 0.3 (0.6%)	<b>シンガポール</b> 7.7 (16.2%)	<b>チリ</b> 23.0 (9.2%)	
世界の需給データ	需要量	69,471.5	27,261.4	(94,616.1)	5,769.6	10,846.4	8,296.3		58,445.8	17,945.1
	生産量	71,476.5	28,530.2	(98,928.0)	5,943.5	10,886.3	8,453.1		58,697.3	17,128.2
	期末在庫量	18,529.7	6,658.3	(17,283.5)	72.2	102.5	55.0		165.6	210.2
	輸出量(生産量に対する割合)	16,580.4 (23.2%)	11,282.9 (39.5%)	(13,013.7) (13.2%)	912.7 (15.4%)	703.6 (6.5%)	1,024.2 (12.1%)		688.8 (1.2%)	5,506.7 (32.1%)

資料：国内需要量及び国内生産量は農林水産省「食料需給表」、輸入量は財務省「貿易統計」、水産物以外の世界の需給データはアメリカ農務省「PS&D」、水産物の世界の需給データはFAO「FAOSTAT」

注：各数値は2013年。ただし、水産物の世界の需給データは2011年。  
ラウンド、在庫の増減、調製品・加工品の原料換算の有無等により、国内需要量と、国内生産量と輸入量の合計は一致しない。  
とうもろこしの世界の需給データの数値は、飼料用以外の用途のものを含む。

## 食料の安定供給に影響を与えるリスクの評価結果の概要について(米)

総合 評価  平時	<評価結果の特徴> ・ 一時的・短期的リスクの発生頻度の蓋然性については多くを「低」と評価しているが、「大規模自然災害や異常気象」による米の不作については、1960年以降、通常の不作(作況指数94)を下回る作況となったことが、4回あったことから、「中」程度と評価。 ・ 現状において我が国の米の供給に影響を与えているリスクはないが、「地球温暖化等の気候変動」については、これまでも夏期の高温による被害がみられており、今度も温暖化が進展すると見込まれていることから、将来悪化するおそれがあると評価。						

区分	発生頻度の蓋然性等	影響度	評価の対象となる主要指標	現状評価	過去10年程度の動向評価	5～10年後の評価 (5～10年先以外で予測した場合、その時点に記載)		
海外におけるリスク	一時的・短期的	大規模自然災害や異常気象	-	-	-	-	-	
		植物病害虫	-	-	-	-	-	
		食品の安全に関する事件・事故	-	-	-	-	-	
		港湾等での輸送障害	-	-	-	-	-	
		輸出国の政情不安、テロ	-	-	-	-	-	
		輸出国における輸出規制	-	-	-	-	-	
		為替変動	-	-	-	-	-	
	顕在化	石油・石油ガス等の燃料の供給不足	低	全国的	・原油の輸入量と中東依存度の推移	影響なし	変化なし	変化なし
		地球温暖化等の気候変動	-	-	-	-	-	-
		肥料需給のひっ迫	顕在化	全国的	・世界の肥料消費量の推移と我が国における肥料原料の輸入相手国割合	影響なし	変化なし	変化なし(2030年)
		遺伝資源の入手困難	顕在化	全国的	・遺伝資源に関する国際条約の批准国数	影響なし	悪化	変化なし
		水需給のひっ迫	-	-	-	-	-	-
		単収の伸び率の鈍化	-	-	-	-	-	-
		水産資源の変動	-	-	-	-	-	-
国内におけるリスク	一時的・短期的	大規模自然災害や異常気象	中	全国的	・米の作況指数と異常気象等の発生状況	影響なし	変化なし	変化なし
		植物病害虫	低	地域的	・主な病害虫の被害量	影響なし	改善	変化なし
		食品の安全に関する事件・事故	低	部分的	・国産穀類及びその加工品の食品衛生法の違反状況	影響なし	変化なし	変化なし
		食品等のサプライチェーンの寸断	中	地域的	・食品等のサプライチェーンの寸断状況	影響なし	変化なし	変化なし
	顕在化	地球温暖化等の気候変動	顕在化	全国的	・高温障害による米の被害量	影響なし	悪化	悪化
		新興国との輸入の競合	-	-	-	-	-	-

- 発生頻度の蓋然性等：概ね3年に1回程度発生「高」、概ね10年に1回程度発生「中」、概ね30年に1回程度発生「低」、既に顕在化しつつあるリスク「顕在化」
- 影響度：国内全体の食料供給に影響があるもの「全国的」、一部の食料供給に影響があるもの「地域的(または部分的)」、さらに影響が限定的なもの「局地的(または限定的)」

## 食料の安定供給に影響を与えるリスクの評価結果の概要について(小麦)

総合 評価  平時	<評価結果の特徴> ・ 一時的・短期的リスクの発生頻度の蓋然性については多くを「低」と評価しているが、「大規模自然災害や異常気象」については、我が国の主要輸入相手国において、干ばつ等による2割以上の生産減少が1980年以降4回発生していることなどを踏まえ、「中」と評価。 ・ 現状において我が国の小麦の供給に影響を与えているリスクはないが、将来的には「人口増加に伴う食料需要増加」が懸念されており、「地球温暖化等の気候変動」、「水需給のひっ迫」による生産への影響については将来悪化するおそれがあると評価。 ・ 「新興国との輸入の競合」については、近年中国の需要が増大傾向にあったものの、今後その傾向は鈍化すると評価。						

区分	発生頻度の蓋然性等	影響度	評価の対象となる主要指標	現状評価	過去10年程度の動向評価	5～10年後の評価 (5～10年先以外で予測した場合、その時点に記載)		
海外におけるリスク	一時的・短期的	大規模自然災害や異常気象	中	全国的	・主要輸入相手国における干ばつ及び異常気象の発生状況	影響なし	変化なし	変化なし
		植物病害虫	低	全国的	・米国における小麦のさび病の被害量	影響なし	変化なし	変化なし
		食品の安全に関する事件・事故	低	部分的	・農林水産省における輸入小麦(米国、カナダ、豪州等)の残留農薬及びかび毒等の検査結果	影響なし	変化なし	変化なし
		港湾等での輸送障害	低	全国的	・主要輸入相手国における輸送障害の発生状況(平成14年度以降)	影響なし	変化なし	変化なし
		輸出国の政情不安、テロ	低	全国的	・主要輸入相手国における政情不安やテロの発生状況	影響なし	変化なし	変化なし
		輸出国における輸出規制	低	全国的	・主要輸入相手国における小麦の輸出規制の実施状況	影響なし	変化なし	変化なし
		為替変動	低	限定的	・為替相場	影響なし	変化なし	変化なし
	顕在化	石油・石油ガス等の燃料の供給不足	低	全国的	・原油の輸入量と中東依存度の推移	影響なし	変化なし	変化なし
		地球温暖化等の気候変動	顕在化	全国的	・世界の平均気温	影響なし	悪化	悪化(2050年以降)
		肥料需給のひっ迫	顕在化	全国的	・世界の肥料消費量、肥料資源の産出量と埋蔵量	影響なし	変化なし	変化なし(2030年)
		遺伝資源の入手困難	顕在化	全国的	・遺伝資源に関する国際条約の批准国数	影響なし	悪化	変化なし
		水需給のひっ迫	顕在化	全国的	・用途別の世界の水使用量と世界の水資源の制約状況	影響なし	悪化	悪化(2030年)
		単収の伸び率の鈍化	顕在化	全国的	・小麦の単収の伸び率	影響なし	変化なし	変化なし
		水産資源の変動	-	-	-	-	-	-
国内におけるリスク	一時的・短期的	人口増加に伴う食料需要増加	顕在化	全国的	・所得階層別の将来人口の変化と世界全体の小麦需要量	影響なし	悪化	悪化(2050年)
		バイオ燃料向け需要の増加	-	-	-	-	-	-
		新興国との輸入の競合	顕在化	全国的	・新興国と日本との小麦の輸入の競合状況	影響なし	悪化	変化なし
		大規模自然災害や異常気象	-	-	-	-	-	-
	顕在化	植物病害虫	-	-	-	-	-	-
		食品等のサプライチェーンの寸断	中	地域的	・食品等のサプライチェーンの寸断状況	影響なし	変化なし	変化なし
地球温暖化等の気候変動	-	-	-	-	-	-		

- 発生頻度の蓋然性等：概ね3年に1回程度発生「高」、概ね10年に1回程度発生「中」、概ね30年に1回程度発生「低」、既に顕在化しつつあるリスク「顕在化」
- 影響度：国内全体の食料供給に影響があるもの「全国的」、一部の食料供給に影響があるもの「地域的(または部分的)」、さらに影響が限定的なもの「局地的(または限定的)」

## 食料の安定供給に影響を与えるリスクの評価結果の概要について(大豆)

総合 評価  平時	<評価結果の特徴> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一時的・短期的リスクの発生頻度の蓋然性については多くを「低」と評価しているが、他の品目と同様に「食品等のサプライチェーンの寸断」については、東日本大震災等での事例を踏まえ、「中」と評価。</li> <li>・ 現状において我が国の大豆の供給に影響を与えているリスクはないが、「新興国との輸入の競合」については、将来的には近年の中国等の大幅な需要の増大により悪化するおそれがあると評価。</li> <li>・ 「バイオ燃料向け需要の増加」については、近年増加傾向にあったものの、今後その傾向は鈍化すると評価。</li> </ul>
--------------------	---

区分		発生頻度の蓋然性等	影響度	評価の対象となる主要指標	現状評価	過去10年程度の動向評価	5～10年後の評価(5～10年先以外で予測した場合、その時点を記載)	
海外におけるリスク	一時的・短期的	大規模自然災害や異常気象	低	全国的	・ 主要輸入相手国における干ばつ及び異常気象の発生状況	影響なし	変化なし	変化なし
		植物病害虫	低	全国的	・ 米国大豆主要生産州におけるアブラムシの観測数	影響なし	変化なし	変化なし
		食品の安全に関する事件・事故	低	部分的	・ 輸入穀類及びその加工品の食品衛生法の違反状況	影響なし	変化なし	変化なし
		港湾等での輸送障害	低	全国的	・ 主要輸入相手国における輸送障害の発生状況(平成14年度以降)	影響なし	変化なし	変化なし
		輸出国の政情不安、テロ	低	全国的	・ 主要輸入相手国における政情不安やテロの発生状況	影響なし	変化なし	変化なし
		輸出国における輸出規制	低	全国的	・ 主要輸入相手国における大豆の輸出規制の実施状況	影響なし	変化なし	変化なし
		為替変動	低	限定的	・ 為替相場	影響なし	変化なし	変化なし
	顕在化	石油・石油ガス等の燃料の供給不足	低	全国的	・ 原油の輸入量と中東依存度の推移	影響なし	変化なし	変化なし
		地球温暖化等の気候変動	顕在化	全国的	・ 世界の平均気温	影響なし	悪化	悪化(2050年以降)
		肥料需給の逼迫	顕在化	全国的	・ 世界の肥料消費量、肥料資源の産出量と埋蔵量	影響なし	変化なし	変化なし(2030年)
		遺伝資源の入手困難	顕在化	全国的	・ 遺伝資源に関する国際条約の批准国数	影響なし	悪化	変化なし
		水需給の逼迫	顕在化	全国的	・ 用途別の世界の水使用量と世界の水資源の制約状況	影響なし	悪化	悪化(2030年)
		単収の伸び率の鈍化	顕在化	全国的	・ 大豆の単収の伸び率	影響なし	変化なし	変化なし
		水産資源の変動	-	-	-	-	-	-
国内におけるリスク	一時的・短期的	人口増加に伴う食料需要増加	顕在化	全国的	・ 所得階層別の将来人口の変化と世界全体の大豆需要量	影響なし	悪化	悪化(2050年)
		バイオ燃料向け需要の増加	顕在化	全国的	・ 世界のバイオエタノール生産量の見通し	影響なし	悪化	変化なし
		新興国との輸入の競合	顕在化	全国的	・ 新興国と日本との大豆の輸入の競合状況	影響なし	悪化	悪化
		大規模自然災害異常気象	-	-	-	-	-	-
顕在化	植物病害虫	-	-	-	-	-	-	
	食品の安全に関する事件・事故	-	-	-	-	-	-	
	食品等のサプライチェーンの寸断	中	地域的	・ 食品等のサプライチェーンの寸断状況	影響なし	変化なし	変化なし	
	地球温暖化等の気候変動	-	-	-	-	-	-	

- 発生頻度の蓋然性等：概ね3年に1回程度発生「高」、概ね10年に1回程度発生「中」、概ね30年に1回程度発生「低」、既に顕在化しつつあるリスク「顕在化」
- 影響度：国内全体の食料供給に影響があるもの「全国的」、一部の食料供給に影響があるもの「地域的(または部分的)」、さらに影響が限定的なもの「局地的(または限定的)」

## 食料の安定供給に影響を与えるリスクの評価結果の概要について(飼料用とうもろこし)

総合 評価  平時	<評価結果の特徴> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一時的・短期的リスクの発生頻度の蓋然性については多くを「低」と評価しているが、「大規模自然災害や異常気象」については、我が国の主要輸入相手国において、干ばつ等による2割以上の生産の減少が1980年以降4回発生していることを踏まえ、「中」と評価。</li> <li>・ 現状において我が国の飼料用とうもろこしの供給に影響を与えているリスクはないが、「新興国との輸入の競合」については、将来的には近年の中国等の大幅な需要の増大により悪化するおそれがあると評価。</li> <li>・ 「バイオ燃料向け需要の増加」については、近年増加傾向にあったものの、今後その傾向は鈍化すると評価。</li> </ul>
--------------------	---

区分		発生頻度の蓋然性等	影響度	評価の対象となる主要指標	現状評価	過去10年程度の動向評価	5～10年後の評価(5～10年先以外で予測した場合、その時点を記載)	
海外におけるリスク	一時的・短期的	大規模自然災害や異常気象	中	全国的	・ 主要輸入相手国における干ばつ及び異常気象の発生状況	影響なし	変化なし	変化なし
		植物病害虫	低	全国的	・ 主要輸入相手国における植物病害虫被害の発生状況	影響なし	変化なし	変化なし
		安全に関する事件・事故	低	部分的	・ 配合飼料の有害物質の基準値の超過状況	影響なし	変化なし	変化なし
		港湾等での輸送障害	低	全国的	・ 主要輸入相手国における輸送障害の発生状況(平成14年度以降)	影響なし	変化なし	変化なし
		輸出国の政情不安、テロ	低	全国的	・ 主要輸入相手国における政情不安やテロの発生状況	影響なし	変化なし	変化なし
		輸出国における輸出規制	低	全国的	・ 主要輸入相手国におけるとうもろこしの輸出規制の実施状況	影響なし	変化なし	変化なし
		為替変動	低	限定的	・ 為替相場	影響なし	変化なし	変化なし
	顕在化	石油・石油ガス等の燃料の供給不足	低	全国的	・ 原油の輸入量と中東依存度の推移	影響なし	変化なし	変化なし
		地球温暖化等の気候変動	顕在化	全国的	・ 世界の平均気温	影響なし	悪化	悪化(2050年以降)
		肥料需給の逼迫	顕在化	全国的	・ 世界の肥料消費量、肥料資源の産出量と埋蔵量	影響なし	変化なし	変化なし(2030年)
		遺伝資源の入手困難	顕在化	全国的	・ 遺伝資源に関する国際条約の批准国数	影響なし	悪化	変化なし
		水需給の逼迫	顕在化	全国的	・ 用途別の世界の水使用量と世界の水資源の制約状況	影響なし	悪化	悪化(2030年)
		単収の伸び率の鈍化	顕在化	全国的	・ とうもろこしの単収の伸び率	影響なし	変化なし	変化なし
		水産資源の変動	-	-	-	-	-	-
国内におけるリスク	一時的・短期的	人口増加に伴う食料需要増加	顕在化	全国的	・ 所得階層別の将来人口の変化と世界全体のとうもろこしの需要量	影響なし	悪化	悪化(2050年)
		バイオ燃料向け需要の増加	顕在化	全国的	・ 世界のバイオエタノール生産量の見通し	影響なし	悪化	変化なし
		新興国との輸入の競合	顕在化	全国的	・ 新興国と日本とのとうもろこしの輸入の競合状況	影響なし	悪化	悪化
		大規模自然災害や異常気象	-	-	-	-	-	-
顕在化	植物病害虫	-	-	-	-	-	-	
	食品の安全に関する事件・事故	-	-	-	-	-	-	
	食品等のサプライチェーンの寸断	中	地域的	・ 食品等のサプライチェーンの寸断状況	影響なし	変化なし	変化なし	
	地球温暖化等の気候変動	-	-	-	-	-	-	

- 発生頻度の蓋然性等：概ね3年に1回程度発生「高」、概ね10年に1回程度発生「中」、概ね30年に1回程度発生「低」、既に顕在化しつつあるリスク「顕在化」
- 影響度：国内全体の食料供給に影響があるもの「全国的」、一部の食料供給に影響があるもの「地域的(または部分的)」、さらに影響が限定的なもの「局地的(または限定的)」

## 食料の安定供給に影響を与えるリスクの評価結果の概要について(畜産物)

総合評価 平時	<評価結果の概要> ・ 一時的・短期的リスクの発生頻度の蓋然性については多くを「低」と評価しているが、「家畜の伝染性疾病」については、近年の我が国の主要輸入相手国におけるBSEや高病原性鳥インフルエンザの発生による輸入の停止などを踏まえ、「中」と評価。国内においても、口蹄疫の発生などを踏まえ、「中」と評価。また、円安を背景とした輸入の減少もみられることから「為替変動」についても「中」と評価。 ・ 現状において我が国の畜産物の供給に影響を与えているリスクはないが、「新興国との輸入の競合」については、将来的には近年の中国等の大幅な需要の増大により悪化するおそれがあると評価。
------------	--

区分	発生頻度の蓋然性等	影響度	評価の対象となる主要指標	現状評価	過去10年程度の動向評価	5～10年後の評価 (5～10年先以外で予測した場合、その時点を記載)	
海外におけるリスク	一時的・短期的 顕在化	大規模自然災害や異常気象	低 全国的	・主要輸入相手国における干ばつ及び異常気象の発生状況	影響なし	変化なし	変化なし
		家畜の伝染性疾病	中 全国的	・主要輸入相手国における主な家畜の伝染性疾病の発生状況	影響なし	変化なし	変化なし
		食品の安全に関する事件・事故	低 部分的	・輸入畜産物の食品衛生法の違反状況	影響なし	変化なし	変化なし
		港湾等での輸送障害	低 全国的	・主要輸入相手国における主な輸送障害の発生事例	影響なし	変化なし	変化なし
		輸出国の政情不安、テロ	低 全国的	・主要輸入相手国における政情不安やテロの発生状況	影響なし	変化なし	変化なし
		輸出国における輸出規制	低 全国的	・主要輸入相手国における畜産物の輸出規制の実施状況	影響なし	変化なし	変化なし
		為替変動	中 全国的	・為替相場	影響なし	変化なし	変化なし
		石油・石油ガス等の燃料の供給不足	低 全国的	・原油の輸入量と中東依存度の推移	影響なし	変化なし	変化なし
		地球温暖化等の気候変動	顕在化 全国的	・世界の平均気温	影響なし	悪化	悪化(2050年以降)
		肥料需給のひっ迫	-	-	-	-	-
		遺伝資源の入手困難	-	-	-	-	-
		水需給のひっ迫	-	-	-	-	-
		単収の伸び率の鈍化	-	-	-	-	-
		水産資源の変動	-	-	-	-	-
国内におけるリスク	一時的・短期的 顕在化	人口増加に伴う食料需要増加	顕在化 全国的	・所得階層別の将来人口の変化と世界全体の肉類・乳製品需要量	影響なし	悪化	悪化(2050年)
		バイオ燃料向け需要の増加	-	-	-	-	-
		新興国との輸入の競合	顕在化 全国的	・新興国と日本との畜産物の輸入の競合状況	影響なし	悪化	悪化
		大規模自然災害や異常気象	低 限定的	・我が国における自然災害による畜産関係の被害の発生状況	影響なし	変化なし	変化なし
		家畜の伝染性疾病	中 全国的	・主な家畜伝染病の発生状況	影響なし	変化なし	変化なし
		食品の安全に関する事件・事故	低 部分的	・国産畜産物の食品衛生法の違反状況	影響なし	変化なし	変化なし
		食品等のサプライチェーンの寸断	中 地域的	・食品等のサプライチェーンの寸断状況	影響なし	変化なし	変化なし
		地球温暖化等の気候変動	顕在化 全国的	・夏期の高温による畜産物への被害の発生状況	影響なし	悪化	悪化(2060年)

- 発生頻度の蓋然性等：概ね3年に1回程度発生「高」、概ね10年に1回程度発生「中」、概ね30年に1回程度発生「低」、既に顕在化しつつあるリスク「顕在化」
- 影響度：国内全体の食料供給に影響があるもの「全国的」、一部の食料供給に影響があるもの「地域的(または部分的)」、さらに影響が限定的なもの「局地的(または限定的)」

## 食料の安定供給に影響を与えるリスクの評価結果の概要について(水産物)

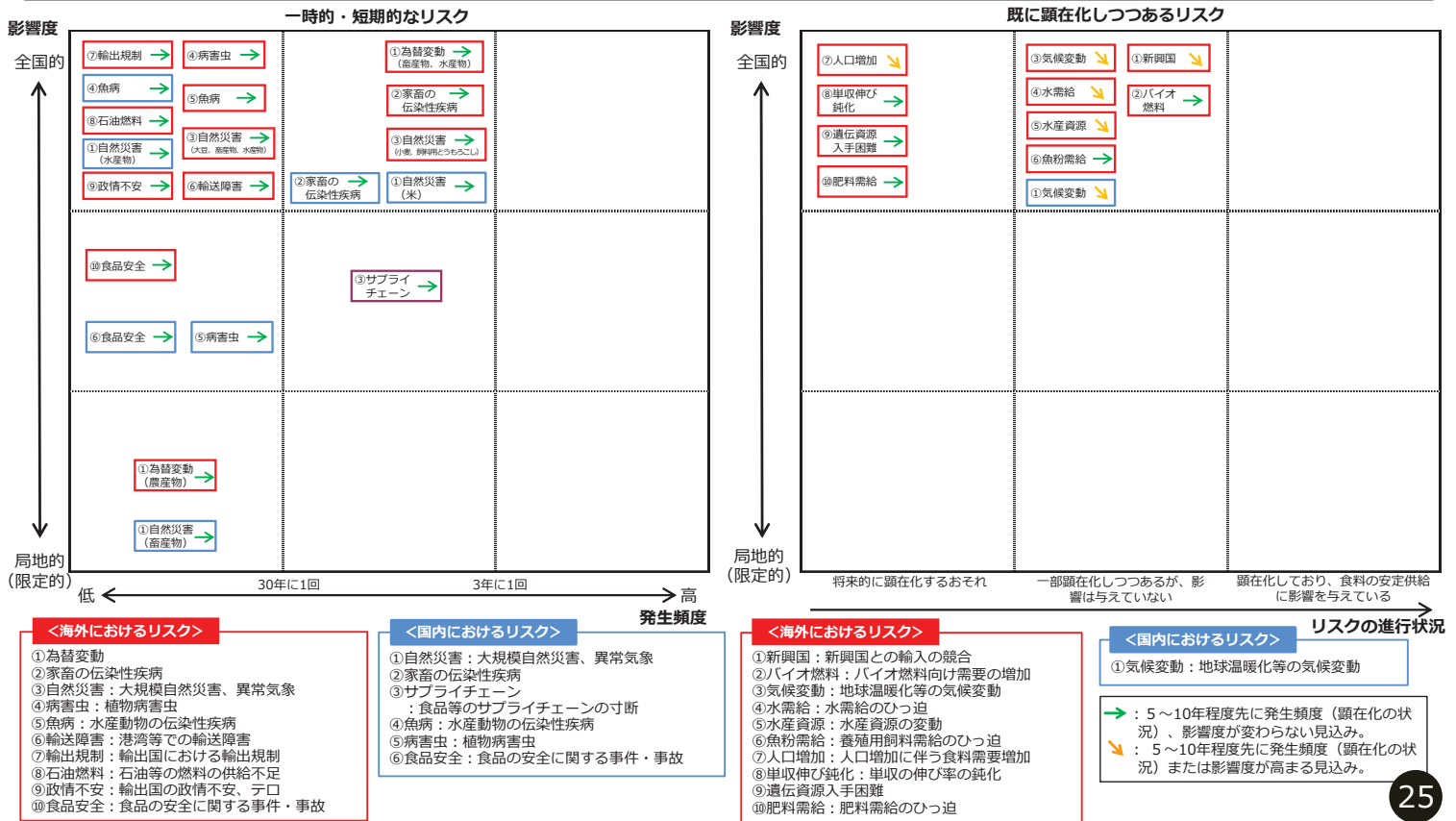
総合評価 平時	<評価結果の概要> ・ 一時的・短期的リスクの発生頻度の蓋然性については多くを「低」と評価しているが、円安による輸入価格の上昇等を背景とした輸入量の減少等が見られることから、「為替変動」の発生頻度の蓋然性を「中」と評価。 ・ 現状において我が国の水産物の供給に影響を与えているリスクはないが、「新興国との輸入の競合」については、将来的には近年の中国等の大幅な需要の増大により悪化するおそれがあると評価。
------------	---

区分	発生頻度の蓋然性等	影響度	評価の対象となる主要指標	現状評価	過去10年程度の動向評価	5～10年後の評価 (5～10年先以外で予測した場合、その時点を記載)	
海外におけるリスク	一時的・短期的 顕在化	大規模自然災害や異常気象	低 全国的	・主要輸入相手国における津波の発生状況と海面養殖業生産量の推移	影響なし	変化なし	変化なし
		水産動物の伝染性疾病	低 全国的	・主要輸入相手国における疾病による水産物の被害状況	影響なし	変化なし	変化なし
		食品の安全に関する事件・事故	低 部分的	・輸入水産物の食品衛生法の違反状況	影響なし	変化なし	変化なし
		港湾等での輸送障害	低 全国的	・主要輸入相手国における主な輸送障害の発生事例	影響なし	変化なし	変化なし
		輸出国の政情不安、テロ	低 全国的	・主要輸入相手国における政情不安やテロの発生状況	影響なし	変化なし	変化なし
		輸出国における輸出規制	低 全国的	・主要輸入相手国における水産物の輸出規制の実施状況	影響なし	変化なし	変化なし
		為替変動	中 全国的	・為替相場	影響なし	変化なし	変化なし
		石油・石油ガス等の燃料の供給不足	低 全国的	・原油の輸入量と中東依存度の推移	影響なし	変化なし	変化なし
		地球温暖化等の気候変動	顕在化 全国的	・海面水温(全球平均)	影響なし	悪化	悪化(2050年以降)
		飼料需給のひっ迫	顕在化 全国的	・養殖用飼料(魚粉)の需給状況	影響なし	変化なし	変化なし
		遺伝資源の入手困難	-	-	-	-	-
		水需給のひっ迫	-	-	-	-	-
		単収の伸び率の鈍化	-	-	-	-	-
		水産資源の変動	顕在化 全国的	・海洋水産物資源の利用状況	影響なし	悪化	悪化
人口増加に伴う食料需要増加	顕在化 全国的	・将来人口の変化と世界全体の水産物需要量	影響なし	悪化	悪化(2030年)		
バイオ燃料向け需要の増加	-	-	-	-	-		
新興国との輸入の競合	顕在化 全国的	・新興国と日本との水産物の輸入の競合状況	影響なし	悪化	悪化(2030年)		
国内におけるリスク	一時的・短期的 顕在化	大規模自然災害や異常気象	低 全国的	・我が国における自然災害による水産関係の被害の発生状況	影響なし	変化なし	変化なし
		水産動物の伝染性疾病	低 全国的	・疾病による水産物の被害割合(金額ベース)の推移	影響なし	変化なし	変化なし
		食品の安全に関する事件・事故	低 部分的	・国産水産物の食品衛生法の違反状況	影響なし	改善	変化なし
		食品等のサプライチェーンの寸断	中 地域的	・食品等のサプライチェーンの寸断状況	影響なし	変化なし	変化なし
		地球温暖化等の気候変動	顕在化 全国的	・日本近海海面水温の上昇による異変事例の発生状況	影響なし	悪化	悪化(2100年)

- 発生頻度の蓋然性等：概ね3年に1回程度発生「高」、概ね10年に1回程度発生「中」、概ね30年に1回程度発生「低」、既に顕在化しつつあるリスク「顕在化」
- 影響度：国内全体の食料供給に影響があるもの「全国的」、一部の食料供給に影響があるもの「地域的(または部分的)」、さらに影響が限定的なもの「局地的(または限定的)」

# 我が国の食料の安定供給への影響に関するリスクマップ

- リスクのうち、一時的・短期的に発生するリスクについては、影響度と発生頻度の蓋然性で整理し、既に顕在化しつつあるリスクについては、影響度とリスクの進行状況で整理。
- 全体をとおして国内よりも海外におけるリスクの方が、影響がより大きい傾向。これは、食料の安定供給の観点から、国内生産に増大を図っていくことを基本に、これに輸入と備蓄を組み合わせていくという、食料・農業・農村基本法にある方向性とも合致。



## 我が国の食料安定供給に影響を与えるリスクの現状・課題と対応方向

	現状・課題	対応方向	
一時的・短期的なリスク	<b>海外</b> <b>国内</b> <b>家畜・水産動物の伝染性疾病や植物病害虫</b> ● 海外で口蹄疫等の越境性感染症が発生する中、水際対策の強化等の実施が必要。(海外) ● 国内での発生予防・まん延防止のため、国内対策の強化が必要。(国内)	● 検査体制の強化やアジア地域における防疫の支援 (海外) (農) (畜) (水) ● 防疫マニュアルの作成・変更等による国内での防疫体制の強化 (国内) (農) (畜)	
	<b>海外</b> <b>国内</b> <b>大規模自然災害や異常気象</b> ● 近年では2012 (平成24) 年の米国での高温乾燥等により、穀物価格が一時的に高騰。(海外) ● 国内の主要作物が不作となった場合にも、国民への食料の安定供給は国の重要な責務。(国内)	● 気象予想情報や生産動向情報の把握・提供、早期対応 (海外、国内共通) (農) (畜) (水) ● 引き続き国産米の適正水準の備蓄の維持・運用を実施 (国内) (農)	
	<b>国内</b> <b>食品等のサプライチェーンの寸断</b> ● 東日本大震災では、食料の製造・流通・販売経路等のサプライチェーンの一部寸断により、食品のサプライチェーンの機能が維持できなくなり、食料の地域的偏在や一時的な不足が発生。(国内)	● 食品産業事業者の事業継続計画の策定、事業者間連携の確保の促進、既存卸売市場耐震化のための施設整備等の支援 (国内) (農) (畜) (水)	
	<b>海外</b> <b>港湾等での輸送障害</b> ● 積出港が閉鎖されるなどの事象が発生した場合には、食料供給に影響を与える可能性。(海外)	● 安定的な輸送体制の確立のための協力や代替輸入の確保 (海外) (農) (畜) (水)	
	<b>海外</b> <b>輸出国における輸出規制</b> ● 仮に輸入相手国において、輸出規制が行われた場合、食料供給に影響を与える可能性。(海外)	● 主要輸入相手国の情勢把握、代替輸入の確保 (海外) (農) (畜) (水)	
	<b>海外</b> <b>石油・石油ガス等の燃料の供給不足</b> ● 石油調達における中東依存度は高く、1973 (昭和48) 年及び1978 (昭和53) 年には、中東情勢の悪化等により価格が高騰しオイルショックが発生。(海外)	● 不測時における165日分の国内石油備蓄、省エネルギー型の農業生産方式への転換、再生可能エネルギーの活用促進等 (国内) (農) (畜) (水)	
	<b>海外</b> <b>輸出国の政情不安・テロ</b> ● 仮に輸入相手国において、政情不安やテロが発生した場合、食料供給に影響を与える可能性。(海外)	● 主要輸入相手国の情勢把握、代替輸入の確保 (海外) (農) (畜) (水)	
	<b>海外</b> <b>国内</b> <b>食品の安全に関する事件・事故</b> ● 我が国の食料供給に影響を与えた事例はこれまでにないが、かび毒や重金属等の有害物質の混入が広く確認された場合には、食料供給に影響を与える可能性。(海外、国内共通)	● 代替輸入の確保 (海外) (農) (畜) (水) ● GAPの導入促進 (国内) (農) (畜) (水)	
	既に顕在化しつつあるリスク	<b>海外</b> <b>新興国との輸入の競合</b> ● 経済成長を受けた新興国での食料の需要は増加傾向。(海外)	● 主要輸入相手国との信頼関係の強化や代替輸入の確保 (海外) (農) (畜) (水)
		<b>海外</b> <b>バイオ燃料向け需要の増加</b> ● 原油価格の高騰等を背景にしたバイオ燃料向け需要は増加傾向。(海外)	● 主要輸入相手国との信頼関係の強化や代替輸入の確保 (海外) (農)
<b>海外</b> <b>国内</b> <b>地球温暖化等の気候変動</b> ● 地球温暖化による農産物への影響がみられる中、緩和策及び適応策の導入等が必要。(海外、国内共通)		● 温室効果ガスの削減技術の開発・導入 (海外、国内共通) (農) (畜) (水) ● 気候変動に適應した品種や技術の開発・導入 (海外、国内共通) (農) (畜) (水)	
<b>海外</b> <b>水需給の逼迫</b> ● 世界の水需要が増加する中、財政的な制約や水資源の開発が限界にある地域も存在。(海外)		● 開発途上国における効率的な水利用に係る支援 (海外) (農)	
<b>海外</b> <b>水産資源の変動</b> ● 全世界的に需要が増大する一方、世界の水産資源の多くは既に満限以上に利用。(海外)		● 国際協調による漁業資源の管理 (海外) (水)	
<b>海外</b> <b>養殖用飼料需給の逼迫</b> ● 魚粉の大半を輸入している中、中国の需要は増大傾向であり、世界の生産量は減少傾向。(海外)		● 魚粉に代替できる飼料の開発の促進 (国内) (水)	
<b>海外</b> <b>人口増加に伴う食料需要増加</b> ● 世界の人口増加に伴い、中長期的に穀物需給が逼迫する可能性。(海外)		● 国際的な食料需給の把握・分析や、開発途上国への技術協力 (海外) (農) (畜) (水)	
<b>海外</b> <b>単収の伸び率の鈍化</b> ● 穀物生産量の増加は単収の向上に支えられてきたが、単収の伸び率は近年鈍化。(海外)		● 開発途上国への技術協力 (海外) (農)	
<b>海外</b> <b>遺伝資源の入手困難</b> ● 近年、途上国を中心に権利意識が高まり、育種素材となる遺伝資源を囲い込む傾向。(海外)		● 遺伝資源に関する国際的な枠組への貢献や二国間共同研究の推進 (海外) (農)	
<b>海外</b> <b>肥料需給の逼迫</b> ● 肥料原料のほぼ全てを海外からの輸入に依存しているが、原料資源は特定地域に偏在し、輸出国に限られるなど、供給が不安定になりやすい構造。(海外)		● 輸入相手国との良好な関係の維持・強化、関連情報の収集 (海外) (農) ● 国内未利用資源の活用等、省資源生産技術の現場実証・実用化支援 (国内) (農)	

- 平成27年度以降は、今回行った検証のフレームを基本としつつ、必要な見直しを図りながらリスク評価を今後とも行うことにより、食料の安定供給上の様々なリスクに恒常的に対処していくこととする。

#### 具体的な検証方法

- 平成27年度以降は、検証方法の見直しや、食料の代替性やリスクが発生した際の回復力等も踏まえつつリスクの追加や削除を行うとともに、各リスクに係る指標の更新及びその評価を毎年度行う。
- 具体的には、世界全体や新興国での需要の増加、それに伴う輸入の競合など、顕在化しつつあるリスクについては、各種統計データを更新することにより、近年の動向や将来の評価を行うこととする。
- 一方、為替変動、異常気象による生産への影響、事件・事故による流通への影響など、一時的・短期的なリスクについては、短期的に状況が変化するため、随時情報収集を行うとともに、食料供給への影響が生じる可能性がある場合には迅速に対応を行う。
- さらに、必要に応じて、外部有識者等から意見を聴く場を設けるなど、より適切な情報収集・評価が行える体制を整備する。